

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の一部改正の新旧対照表  
 ○平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編））

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前（平成26年12月11日公表）		
<b>特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン（事業者編）</b>			<b>特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン（事業者編）</b>		
目次～第1（略）			目次～第1（略）		
第2 用語の定義等			第2 用語の定義等		
項番	用語	定義等	項番	用語	定義等
①	（略）	（略）	①	（略）	（略）
②	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに <b>第51条</b> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。 【番号法第2条第5項】	②	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに <b>第67条</b> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。 【番号法第2条第5項】
③	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに <b>第51条</b> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。	③	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに <b>第67条</b> 並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

改正後			改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）		
		【番号法第 2 条第 8 項】 ※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（番号法第 1 条参照）。			【番号法第 2 条第 8 項】 ※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（番号法第 37 条参照）。
④～⑮	（略）	（略）	④～⑮	（略）	（略）
<b>第 3 総論</b>			<b>第 3 総論</b>		
<b>第 3-1 目的</b>			<b>第 3-1 目的</b>		
<p><u>個人情報保護委員会</u>（以下「委員会」という。）は、<u>個人情報保護法第 51 条</u>に基づき、<u>個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）</u>を任務としている。本ガイドラインは、<u>番号法第 4 条及び個人情報保護法第 51 条</u>に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>			<p><u>特定個人情報保護委員会</u>（以下「委員会」という。）は、<u>番号法第 37 条</u>に基づき、<u>国民生活にとって個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずること</u>を任務としている。本ガイドラインは、<u>同法第 4 条及び第 37 条</u>に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p>		
<b>第 3-2 ～ 3-3 （略）</b>			<b>第 3-2 ～ 3-3 （略）</b>		
<b>第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</b>			<b>第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</b>		
<b>(1) （略）</b>			<b>(1) （略）</b>		
<b>(2) 委員会による監視・監督</b>			<b>(2) 委員会による監視・監督</b>		
<p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をす</li> </ul>			<p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をす</li> </ul>		

改正後	改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）
<p>ることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第 36 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の取扱いに関して法律違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第 37 条第 1 項）。</li> <li>勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときには、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことに命ずることができる（同条第 2 項）。</li> <li>さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を取るべき旨を命ずることができる（同条第 3 項）。</li> <li>特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第 38 条）</li> </ul> <p><b>(3) 罰則の強化</b></p> <p>個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の</p>	<p>ることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第 50 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の取扱いに関して法律違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第 51 条第 1 項）。</li> <li>勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときには、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことに命ずることができる（同条第 2 項）。</li> <li>さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を取るべき旨を命ずることができる（同条第 3 項）。</li> <li>特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第 52 条）。</li> </ul> <p><b>(3) 罰則の強化</b></p> <p>個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の</p>

改正後				改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）			
<p>適用は、主務大臣からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不当な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得した時の罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第51条から第58条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第59条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑥から⑧までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第60条第1項）。</p>				<p>適用は、主務大臣からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不当な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得した時の罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第67条から第75条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑥までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第76条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑦から⑨までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第77条第1項）。</p>			
項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定	項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定
①	(略)	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第51条）	(略)	①	(略)	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第67条）	(略)
②	(略)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第52条）	(略)	②	(略)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第68条）	(略)
③	(略)	同上（第53条）	(略)	③	(略)	同上（第69条）	(略)
④	(略)	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第54条）	(略)	④	(略)	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第70条）	(略)

改正後				改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）			
⑤	(略)	2 年以下の懲役又は100万円以下の罰金（ <a href="#">第55条</a> ）	(略)	⑤	(略)	2 年以下の懲役又は100万円以下の罰金（ <a href="#">第71条</a> ）	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	⑥	<u>委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用</u>	<u>同上（第72条）</u>	二
⑥	(略)	2 年以下の懲役又は50万円以下の罰金（ <a href="#">第56条</a> ）	6 月以下の懲役又は30万円以下の罰金（ <a href="#">第74条</a> ）	⑦	(略)	2 年以下の懲役又は50万円以下の罰金（ <a href="#">第73条</a> ）	6 月以下の懲役又は30万円以下の罰金（ <a href="#">第56条</a> ）
⑦	(略)	1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金（ <a href="#">第57条</a> ）	30 万円以下の罰金（ <a href="#">第75条</a> ）	⑧	(略)	1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金（ <a href="#">第74条</a> ）	30 万円以下の罰金（ <a href="#">第57条</a> ）
⑧	(略)	6 月以下の懲役又は50万円以下の罰金（ <a href="#">第58条</a> ）	(略)	⑨	(略)	6 月以下の懲役又は50万円以下の罰金（ <a href="#">第75条</a> ）	(略)
<b>第 3 - 5 (略)</b>				<b>第 3 - 5 (略)</b>			
<b>第 3 - 6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</b>				<b>第 3 - 6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</b>			
<p>個人情報の漏えい事案の発生等個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合、個人情報取扱事業者は主務大臣のガイドライン等に基づき報告が求められているところであるが、事業者の特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、関係省庁等と連携を図ることとし、別に定める。</p> <p><u>※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法第28条の4及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）並び</u></p>				<p>個人情報の漏えい事案の発生等個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合、個人情報取扱事業者は主務大臣のガイドライン等に基づき報告が求められているところであるが、事業者の特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、関係省庁等と連携を図ることとし、別に定める。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>			

改正後	改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）
<p><u>に「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）を参照のこと。</u></p> <p><b>第3-7～第4-3-(1)（略）</b></p> <p><b>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</b></p> <p><b>1（略）</b></p> <p><b>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条）</b></p> <p><b>A～B a（略）</b></p> <p><b>b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）</b></p> <p>個人番号関係事務実施者は、個人番号関係事務を処理するために、法令に基づき、行政機関等、健康保険組合等又はその他の者に特定個人情報を提供することとなる。</p> <p>* 行政機関等又は地方公共団体等（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、職員の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を<u>作成し、税務署長に提出する</u>こととなる。</p> <p>* 事業者の従業員等（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第194条第1項の規定に従って、扶養控除等申告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、事業者（個人番号関係事務実施者）に対し、その扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出することとなる。</p>	<p><b>第3-7～第4-3-(1)（略）</b></p> <p><b>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</b></p> <p><b>1（略）</b></p> <p><b>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条）</b></p> <p><b>A～B a（略）</b></p> <p><b>b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）</b></p> <p>個人番号関係事務実施者は、個人番号関係事務を処理するために、法令に基づき、行政機関等、健康保険組合等又はその他の者に特定個人情報を提供することとなる。</p> <p>* 行政機関等又は地方公共団体等（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第226条第1項の規定に従って、給与所得の源泉徴収票の提出という個人番号関係事務を処理するために、職員の個人番号が記載された給与所得の源泉徴収票を<u>2通作成し、1通を税務署長に提出し、他の1通を本人に交付する</u>こととなる。</p> <p>* 事業者の従業員等（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第194条第1項の規定に従って、扶養控除等申告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、事業者（個人番号関係事務実施者）に対し、その扶養親族の個人番号を記載した扶養控除等申告書を提出することとなる。</p>

c～e (略)

f 委員会からの提供の求め (第 11 号)

委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法第 38 条第 1 項の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。

(以下略)

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置  
(事業者編)

【目次】～ 1 (略)

2 講ずべき安全管理措置の内容

A (略)

B 取扱規程等の策定

1 A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない。

《手法の例示》

\* 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～Fに記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。

- ① 取得する段階
- ② 利用を行う段階
- ③ 保存する段階

c～e (略)

f 委員会からの提供の求め (第 11 号)

委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法第 52 条第 1 項の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。

(以下略)

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置  
(事業者編)

【目次】～ 1 (略)

2 講ずべき安全管理措置の内容

A (略)

B 取扱規程等の策定

1 A～Cで明確化した事務において事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない。

《手法の例示》

\* 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～Fに記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。

- ① 取得する段階
- ② 利用を行う段階
- ③ 保存する段階

改正後	改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）
<p>④ 提供を行う段階</p> <p>⑤ 削除・廃棄を行う段階</p> <p>＊ 源泉徴収票等を作成する事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。</p> <p>① 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法</p> <p>② 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動方法</p> <p>③ 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法</p> <p>④ 源泉徴収票等の作成方法</p> <p>⑤ 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>⑥ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存方法</p> <p>⑦ 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等</p> <p><b>【中小規模事業者における対応方法】</b></p> <p>○ 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。</p> <p>○ 事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>④ 提供を行う段階</p> <p>⑤ 削除・廃棄を行う段階</p> <p>＊ 源泉徴収票等を作成する事務の場合、例えば、次のような事務フローに即して、手続を明確にしておくことが重要である。</p> <p>① 従業員等から提出された書類等を取りまとめる方法</p> <p>② 取りまとめた書類等の源泉徴収票等の作成部署への移動方法</p> <p>③ 情報システムへの個人番号を含むデータ入力方法</p> <p>④ 源泉徴収票等の作成方法</p> <p>⑤ 源泉徴収票等の行政機関等への提出方法</p> <p>⑥ <u>源泉徴収票等の本人への交付方法</u></p> <p>⑦ 源泉徴収票等の控え、従業員等から提出された書類及び情報システムで取り扱うファイル等の保存方法</p> <p>⑧ 法定保存期間を経過した源泉徴収票等の控え等の廃棄・削除方法 等</p> <p><b>【中小規模事業者における対応方法】</b></p> <p>○ 特定個人情報等の取扱い等を明確化する。</p> <p>○ 事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認する。</p> <p>（以下略）</p>

改正後	改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）
<p style="text-align: center;"><b>（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱い に関するガイドライン</b></p> <p>目次 ～ 3-(1) （略）</p> <p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p><b>1</b> （略）</p> <p><b>2</b> <b>特定個人情報の提供制限</b>（番号法第 19 条）</p> <p><b>A</b> （略）</p> <p><b>B a 個人番号関係事務実施者からの提供</b>（第 2 号）</p> <p>個人番号関係事務実施者である金融機関は、個人番号関係事務を処理するために、法令に基づき、税務署長等に特定個人情報を提供することとなる。</p> <p>* 金融機関（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第 225 条第 1 項の規定に従って、支払調書の提出という個人番号関係事務を処理するために、税務署長に対し、顧客の個人番号が記載された支払調書を提出することとなる。</p> <p>* 金融機関（個人番号関係事務実施者）は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の規定に従って、特定口座年間取引報告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、顧客の個人番号が記載された特定口座年間取引報告書を<b>作成し、税務署長に提出する</b>こととなる。</p> <p><b>c ~ d</b> （略）</p> <p><b>e 委員会からの提供の求め</b>（第 11 号）</p> <p>委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法<b>第 38 条第 1</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱い に関するガイドライン</b></p> <p>目次 ～ 3-(1) （略）</p> <p>3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <p><b>1</b> （略）</p> <p><b>2</b> <b>特定個人情報の提供制限</b>（番号法第 19 条）</p> <p><b>A</b> （略）</p> <p><b>B a 個人番号関係事務実施者からの提供</b>（第 2 号）</p> <p>個人番号関係事務実施者である金融機関は、個人番号関係事務を処理するために、法令に基づき、税務署長等に特定個人情報を提供することとなる。</p> <p>* 金融機関（個人番号関係事務実施者）は、所得税法第 225 条第 1 項の規定に従って、支払調書の提出という個人番号関係事務を処理するために、税務署長に対し、顧客の個人番号が記載された支払調書を提出することとなる。</p> <p>* 金融機関（個人番号関係事務実施者）は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項の規定に従って、特定口座年間取引報告書の提出という個人番号関係事務を処理するために、顧客の個人番号が記載された特定口座年間取引報告書を<b>2 通作成し、1 通を税務署長に提出し、他の 1 通を本人に交付する</b>こととなる。</p> <p><b>c ~ d</b> （略）</p> <p><b>e 委員会からの提供の求め</b>（第 11 号）</p> <p>委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法<b>第 52 条第 1</b></p>

改正後	改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）
<p><u>項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</u></p> <p><b>f ~ g</b> （略）</p> <p><b>C</b> （略）</p> <p><b>3-(3) 収集・保管制限</b></p> <p><b>A 収集制限</b></p> <p>「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすること等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を捜査して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p> <p>* 金融機関の支払調書作成事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、個人番号関係事務以外の目的で顧客の特定個人情報をノートに書き写してはならない。</p> <p>* 金融機関が、個人番号関係事務に関係のない預金払戻し業務において、預金者から本人確認書類として個人番号カードを提示された場合、窓口担当者は個人番号カードに記載された個人番号を書き写し、又は個人番号カードの個人番号が記載された部分をコピーして、特定個人情報を収集してはならない。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p><u>項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</u></p> <p><b>f ~ g</b> （略）</p> <p><b>C</b> （略）</p> <p><b>3-(3) 収集・保管制限</b></p> <p><b>A 収集制限</b></p> <p>「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味し、例えば、人から個人番号を記載したメモを受け取ること、人から聞き取った個人番号をメモすることと等、直接取得する場合のほか、電子計算機等を捜査して個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等を含む。一方、特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。</p> <p>* 金融機関の支払調書作成事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、個人番号関係事務以外の目的で顧客の特定個人情報をノートに書き写してはならない。</p> <p>* 金融機関が、個人番号関係事務に関係のない預金払戻し業務において、預金者から本人確認書類として個人番号カードを提示された場合、窓口担当者は個人番号カードに記載された個人番号を書き写し、又は個人番号カードの個人番号が記載された部分をコピーして、特定個人情報を収集してはならない。</p> <p><u>* 金融機関が、借入申込時の所得証明書類として、給与所得の源泉徴収票等の個人番号が記載された書類の提出を受けた場合、番号法第 19 条各号のいずれにも該当しないため、そのまま当該書</u></p>

改正後	改正前（平成 26 年 12 月 11 日公表）
<p>* 金融機関の中で、単に個人番号が記載された書類等を受け取り、支払調書作成事務に従事する者に受け渡す立場の者は、独自に個人番号を保管する必要があるため、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならない。</p> <p>例えば、顧客から個人番号が記載された書類等を受け取る営業担当者と個人番号を管理する担当者が異なるときは、書類等を受け取る営業担当者は、個人番号を管理する担当者にできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならない。</p> <p>なお、個人番号が記載された書類等を受け取る担当者も、個人番号関係事務に従事する金融機関の一部として当該事務に従事するのであるから、当該個人番号により特定される本人から当該書類等を受け取る際に、当該書類等の不備がないかどうか個人番号を含めて確認することができる。</p> <p>* 保険会社から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受け、個人番号を取り扱う代理店は、委託契約に基づいて個人番号を保管する必要がある限り、できるだけ速やかに顧客の個人番号が記載された書類等を保険会社に受け渡すこととし、代理店の中に個人番号を残してはならない。</p> <p><b>（以下略）</b></p>	<p><u>類を受け取ることはできないが、当該書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば受け取ることは可能である。</u></p> <p>* 金融機関の中で、単に個人番号が記載された書類等を受け取り、支払調書作成事務に従事する者に受け渡す立場の者は、独自に個人番号を保管する必要があるため、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならない。</p> <p>例えば、顧客から個人番号が記載された書類等を受け取る営業担当者と個人番号を管理する担当者が異なるときは、書類等を受け取る営業担当者は、個人番号を管理する担当者にできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならない。</p> <p>なお、個人番号が記載された書類等を受け取る担当者も、個人番号関係事務に従事する金融機関の一部として当該事務に従事するのであるから、当該個人番号により特定される本人から当該書類等を受け取る際に、当該書類等の不備がないかどうか個人番号を含めて確認することができる。</p> <p>* 保険会社から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受け、個人番号を取り扱う代理店は、委託契約に基づいて個人番号を保管する必要がある限り、できるだけ速やかに顧客の個人番号が記載された書類等を保険会社に受け渡すこととし、代理店の中に個人番号を残してはならない。</p> <p><b>（以下略）</b></p>